

## 税制改正③事業承継税制の特例

### 納税猶予制度とは

改正前の納税猶予制度では、会社の代表権を有していた先代の経営者が、後継者に株式の贈与を行った場合、発行済議決権株式の3分の2に達するまでの部分について、先代経営者の死亡日まで、課税価格の100%に対する納税が猶予されました。さらにその後先代経営者が死亡した場合、後継者に贈与された非上場株式のうち、発行済議決権株式の3分の2に達するまでの部分について、次の事業承継まで課税価格の80%に対する納税が猶予されることになっていました。

しかしこの納税猶予制度を適用した後、①5年間平均で雇用8割を維持できなかった場合、②5年以内に後継者が代表から退任した場合、そして③次の事業承継までに株式を譲渡した場合には、納税を猶予されている贈与税を（相続の場合は相続税を）利子税と合わせて納付しなければならなかったのです。これがいわゆる「適用の打ち切りリスク」で、この納税猶予が取り消された場合のリスクが極めて大きい上に、雇用の維持が困難だと想定され、M&Aという経営戦略が封じられるとも誤解されていました。さらに手続きが極めて煩雑で制度そのものが難解だったこともあり、この制度の利用件数は頭打ちとなっていました。

そこで2013年度の改正で、納税猶予制度の利用を促進しようと、親族外承継への適用、事前確認制度の廃止、取締役退任から代表者退任への変更、雇用確保要件の緩和などが行われ、2017年度には雇用確保要件のさらなる緩和、相続時精算課税制度に係る贈与への適用など、さらなる改正が行われました。それでもまだ十分ではなかったため、今回、3度目の改正（10年間の特例措置）が行われることとなったのです。

### 改正のポイント

#### (1) 納税猶予の適用対象が100%へ拡大

後継者が、会社の代表者から株式の贈与を受けた場合には、その取得した「全ての株式」（これまでは上限3分の2）に係る課税価格に対応する贈与税および相続税の100%（これまでは80%）について、その後継者の死亡日までその納税を猶予されることとなります。

#### (2) 先代経営者以外の株主から贈与された株式も対象に

後継者が、会社の代表者以外の株主から贈与を受けた株式についても、適用対象とされます。これは、現行の事業承継税制についてもさかのぼって適用されることになり、複数の贈与者から贈与された株式が納税猶予の対象とされる予定です。

#### (3) 雇用確保要件を満たさない場合は期限延長も

雇用確保要件を満たさない場合、認定支援機関が「経営が悪化した」との意見を付した書類を提出した場合は、納税猶予の期限が延長されることになりました。

#### (4) 経営環境が悪化した場合の特例

経営環境が悪化し、5年経過後に株式を譲渡するとき、合併によって会社が消滅するとき、会社が解散するときなどには、解散時の株価で再計算した差額が免除されることになりました。

#### (5) 親族外承継における相続時精算課税の適用

事業承継税制の適用を受ける場合は、後継者が贈与者の推定相続人以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができることになりました。

この改正により、使い勝手もよくなり、今後は事業承継制度の利用が飛躍的に増えるものと思われます。